

令和4年第8回（12月）佐渡市議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和4年12月2日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 議案第92号から議案第117号まで
 - 第 6 陳情第3号、陳情第8号から陳情第12号
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平	田	和	太	龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純	一	君		4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健	二	君		6番	後	藤	勇	典	君
7番	北			啓	君		8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大	海	君		10番	上	杉	育	子	君
11番	稻	辺	茂	樹	君		12番	山	田	伸	之	君
13番	荒	井	眞	理	君		14番	坂	下	善	英	君
15番	山	本		卓	君		16番	金	田	淳	一	君
17番	中	村	良	夫	君		18番	中	川	直	美	君
19番	佐	藤		孝	君		20番	駒	形	信	雄	君
21番	近	藤	和	義	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺	竜	五	君	副市長	伊貝	秀	一	君
教育長	新発田		靖	君	総務部長	中川		宏	君
企画財政長	猪股	雄	司	君	市民生活部長	金子		聰	君
地域振興長	石田	友	紀	君	農林水産部長	本間	賢一郎		君

觀光振興部	岩崎洋昭君	建設部長	清水正人君
教育次長	磯部伸浩君	消防長	羽二生正博君
企画財政部副部長 (兼財政課長)	平山栄祐君	社会福祉部副部長 (兼子ども若者課長)	市橋法子君
上下水道課長	森川浩行君	兩津病院部長	伊藤浩二君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壯一君
議事調査係	數馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

○議長（近藤和義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第8回（12月）佐渡市議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近藤和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、14番、坂下善英君及び16番、金田淳一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（近藤和義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

○議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る11月29日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、御報告いたします。

会期については、本日から12月21日までの20日間といたします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、この後諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託等を行い、散会といたします。散会後は、各派代表者会議を開催いたします。

5日は、午前10時から議会運営委員会、午後1時30分からは議会基本条例検討特別委員会を開催いたします。

6日は、午前10時から総務文教常任委員会、午後1時30分からは人口減少対策調査特別委員会を開催いたします。

7日から9日までが一般質問であります。質問者は12人であります。7日は、一般質問終了後、議員全員協議会。内容は、9日の一般質問終了後に追加上程される予定の議案についてその概要が説明されるものであります。追加上程される議案は、人事院勧告に伴う条例、予算並びに工事請負契約の締結等の案件が予定されています。

12日から15日の午前中までが常任委員会審査であります。なお、今定例会に伴う活動ではありませんが、15日午後1時30分から世界遺産登録推進議員連盟が予定されています。内容は、議員各位に別途通知されるものとのことです。

16日は、議案調査日といたします。

19日は、午前10時から議会運営委員会、午後1時30分から各派代表者会議、午後3時には令和3年度決算に係る常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑、討論を受け付けた後、午後4時10分から議会運営委員会を開催いたします。

20日は、午後1時30分から議会広報特別委員会、午後3時には今定例会付託案件に係る常任委員会の報

告書を配付し、委員長質疑、討論を受け付けた後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

21日は、午後1時30分から委員長報告、議案の採決など、今期定例会最終日の議事を行います。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月21日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は20日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（近藤和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（近藤和義君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、令和4年第8回（12月）佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第6回（9月）佐渡市議会定例会後の報告案件について、御報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。

報告第22号及び報告第23号については、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、9月定例会後の本市における主な出来事について行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症について。新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましては、9月26日から全数届出の見直しがあり、毎日の感染者発生件数につきましては、県全体で年齢階級別に公表され、市町村別の発生状況は不定期に1週間分をまとめて公表されております。9月以降の本市における発生状況につきましては、10月下旬から感染者が徐々に増加傾向にあり、小中学校の学級閉鎖や学年閉鎖、高齢者施設のクラスター等が発生したことから、11月中旬には市民の皆様へ感染予防対策の徹底について再度御協力をお願いしたところでございます。ワクチンの接種につきましては、10月からオミクロン株対応ワクチンでの追加接種を開始し、接種の間隔も対象となる方が前回接種から3か月を経過した方に変更

され、接種の加速化が進んでおります。対象者の方には、11月末までには接種券が発送されていますので、早めの接種を御検討くださいますようお願いいたします。

2、マイナンバーカードの申請率について。地方公共団体情報システム機構の調べでございます。10月31日現在における本市の申請率は、52.1%となりました。市役所では、平日の窓口対応に加え、本庁においては時間外、休日窓口を拡充したほか、10月以降の土日、祝日を中心に民間事業者と連携した出張申請では1,000人を超えた方から御申請をいただいているところでございます。引き続きより多くの方から申請、取得していただけるよう周知や環境を整えてまいりますので、この機会に積極的にマイナンバーカードの取得をお願い申し上げます。

3、地域循環共生圏、ローカルSDGsの創出に向けた取組について。去る10月23日に佐渡未来講座、ネイチャーポジティブシンポジウムを佐渡島開発総合センターで開催しました。本市の総合戦略アドバイザーや学識者、専門家からの講演とパネルディスカッション等を行い、多くの市民の皆様や企業、金融機関、大学関係者など、123名の方々に御参加いただきました。今世界では脱炭素などの気候変動対策に続く国際的な問題として、生物多様性の保全が取り上げられており、カーボンニュートラルに次ぐ世界目標にネイチャーポジティブが上げられ、活発な議論が行われております。このシンポジウムでは、私から佐渡の生物多様性保全に貢献する場所を拡充させること、また他地域の生物多様性を減少させる資源の移入や使用について削減に努めることなどネイチャーポジティブ宣言をしたところでございます。地域循環共生圏、ローカルSDGsの創出に向けて、ゼロカーボンアイランドの推進とともに自然への投資や循環型経済が促進されるよう、引き続き取り組んでまいります。また、産官学民が連携し、地域循環共生圏のプラットフォームとなり、地域課題の解決に向けた取組を社会実装していくため、佐渡島自然共生ラボを立ち上げ、11月19日は開設記念シンポジウムを佐渡未来講座として開催したところでございます。今後は、この自然共生ラボを展開し、生物多様性社会と脱炭素社会に向けた地域づくり、自然共生、循環型経済の創出など、持続可能なプロジェクトの社会実装を産官学金が連携した多様なパートナーシップによって進めてまいります。

4、佐渡市総合防災訓練について。去る11月13日におんでこドームを会場に佐渡市防災訓練を開催いたしました。新型コロナウイルスの感染症の影響により3年ぶりの開催となる今回は、訓練会場や各地域での参加も含め、およそ1,200名の方々に御参加いただきました。訓練は、佐渡沖を震源とする震度6強の地震が発生したことを想定し、ドローンによる被害調査やライフライン復旧訓練、救護所設置訓練など関係機関との連携を確認したところでございます。また、両津福浦地区では新たな試みとしてデジタル技術を活用した訓練を行い、家庭内に設置したタブレットによる災害警報発信やQRコードを使用し、避難所における受付手続の効率化に向けた実証調査も行ったところでございます。

また、北朝鮮による弾道ミサイル発射が相次ぐ中、新潟県にJアラートが発表されました。ミサイル発射時に市民の皆様が取るべき行動などについて市のホームページに掲載するとともに、防災訓練会場でチラシを配布したところでございます。今後も引き続き市民の皆様の安全確保を第一に、日頃から関係機関と連携を図り、防災、減災に努めてまいります。

5、拉致問題について。曾我ひとみさんら5人の拉致被害者が帰国して、今年の10月で20年が経過したところでございます。一方、曾我ミヨシさんをはじめ、残る方々の情報はなく、現在に至っておるところ

でございます。このような状況でございます。去る11月8日、拉致問題の早期解決を求める要望書を日本政府の松野博一内閣官房長官兼拉致問題担当大臣並びに在日アメリカ大使館のジョン・ナイリン政務担当公使へ提出してまいりました。また、11月14日には参議院拉致問題等特別委員会が新潟県を視察され、県庁において曾我さんの家族の近況や佐渡市としての支援状況を報告するとともに、拉致問題の早期解決についてお願いしたところでございます。もう本当に時間がない状況でございます。できるだけ早く、そして少しでも動かすということで今取り組んでおるところでございます。これからも他の市町村と新潟県全体と合わせながら取り組んでまいります。

6、市民及び佐渡出身者の活躍について。特にスポーツの部分において、引き続き市民及び佐渡出身者の明るい話題が続いておるところでございます。障害者スポーツの陸上競技部門で、佐渡出身選手が車椅子スラロームの種目において大会新記録で全国優勝したことをはじめ、バレーボールでは中学女子バレー ボールクラブが全国第3位、陸上競技では中学生が女子ジャベリックスローで全国第7位と、全国大会において次々と優秀な成績を収めております。市民及び佐渡出身者の活躍する姿が市民の皆様の活力につながるものと期待をしておるところでございます。

以上6件について行政報告とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

日程第5 議案第92号から議案第117号まで

○議長（近藤和義君） 日程第5、議案第92号から議案第117号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、本定例会における議案を上程させていただきます。

議案第92号及び議案第93号は関連した議案でございますので、一括して御説明を申し上げます。議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第93号 佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上の2議案はデジタル社会形成整備法の公布により、個人情報保護法が改正されたことに伴い、佐渡市個人情報保護条例の全部を改正するほか、関係する条例を整理するものでございます。

議案第94号 佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなど条例の一部を改正するものでございます。

議案第95号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年が引き上げられることに伴い、給与条例及び勤

務時間、休暇等に関する条例など、関係条例の規定を整備するため、条例を制定するものでございます。

議案第96号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用自動車の借入れ及び燃料代の公費負担の1日当たりの金額上限と選挙運動用ビラ及びポスター作成費1枚当たりの金額上限について条例の一部を改正するものでございます。

議案第97号及び議案第98号は、関連した議案でありますので、一括して御説明を申し上げます。議案第97号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）、議案第98号 字の変更について（江積地内）。以上の2議案は、漁港改修事業で施工した漁港施設用地の造成工事により、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地及び国有海浜地に盛土を行い、得た土地について、新たに生じた土地の確認及び字の変更をしたいので、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

議案第99号及び議案第100号は、関連した議案でございますので、一括して御説明を申し上げます。議案第99号 新たに生じた土地の確認について（両津夷地内）、議案第100号 字の変更について（両津夷地内）。以上の2議案は、漁港改修事業で施工した漁港施設用地の造成工事により、新潟県知事の竣工認可を得た公有水面埋立地について、新たに生じた土地の確認及び字の変更をしたいので、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

議案第101号から議案第110号までは、公の施設に係る指定管理者の指定に関する議案でありますので、一括して御説明を申し上げます。議案第101号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）、議案第102号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）、議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）、議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）、議案第105号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ビューサわた）、議案第106号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畠野温泉松泉閣）、議案第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉クアテルメ佐渡）、議案第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）、議案第109号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）、以上の10議案は佐渡市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第111号 財産の無償譲渡について（新穂潟上温泉）。本案は、新穂潟上温泉について今後とも市民の福祉向上に資するため、公募により選定した相手方に建物を無償譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第112号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4億318万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、ふるさと納税の実績見込みに伴う歳入歳出所要額の計上、保育所等送迎バスへの置き去り防止装置の設置に要する経費や海洋周辺地域における訪日観光促進事業に係る経費を計上するほか、公共工事の平準化等に係る債務負担行為を設定し、歳入では国、県支出金、繰入金及び市債などを増額計上するものでございます。

議案第113号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ630万円を追加するものでございます。補正内容は、歳入では一般会計繰入金の増額を計上し、歳出では原油等価格高騰に伴う光熱水費負担金の増額を計上するものでございます。

議案第114号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ876万5,000円を追加するものです。補正内容は、歳入では一般会計繰入金の増額を計上し、歳出では原油等価格高騰に伴う燃料費、光熱水費負担金の増額を計上するものでございます。

議案第115号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について収入を1,925万3,000円増額し、収入総額を16億222万5,000円に、支出を945万4,000円増額し、支出総額を18億8,782万6,000円に、資本的収支について、収入を2億5,565万2,000円増額し、収入総額を6億5,936万1,000円に、支出を2億1,436万2,000円増額し、支出総額を5億5,848万8,000円とするものです。主な内容は、両津病院の補助金収入の補正、両津病院及び相川診療所での光熱水費及び燃料費増による補正、両津病院の新病院建築工事による補正、医療機器購入による補正を計上するものでございます。

議案第116号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について収入を4,796万3,000円増額し、収入総額を26億8,271万3,000円とし、支出を4,747万9,000円増額し、支出総額を26億8,817万円とするものでございます。また、資本的収支について支出を21万6,000円増額し、支出総額を22億8,832万6,000円とするものでございます。補正内容は、収益的収支における電気料金の値上げに伴う動力費の増額と利率の改定に伴う企業債償還利息の減額、資本的収支における償還金の増額でございます。

議案第117号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について収入を1,732万5,000円増額し、収入総額を32億5,671万9,000円とし、支出を1,651万3,000円増額し、支出総額を32億4,314万9,000円とするものでございます。また、資本的収支について収入を1,500万円増額し、収入総額を16億4,881万円とし、支出を1,536万8,000円増額し、支出総額を23億686万1,000円とするものでございます。主な補正内容は、収益的収支における電気料金の値上げに伴う光熱水費の増額及び資本的収支における建設更新工事の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） これより質疑に入ります。

議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定についての質疑を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、議案第92号 佐渡市個人情報保護法施行条例の制定についてお伺いいたします。

今回の条例改正は、デジタル関連法によって各自治体の個人情報保護条例が改正個人情報保護法に集約、一本化されます。法律の範囲内で必要最小限の自治体独自の保護措置が許容されることになっております。佐渡市独自の保護措置はあるかどうか。

次に、具体的に改正前の佐渡市個人情報保護条例第2章、実施機関が取り扱う個人情報の保護では、実施機関は、個人情報を取得するときは佐渡市個人情報保護制度審査会に諮問し、その答申に基づき次に掲げる事項を登録しなければならないとされております。また、第8条、適正な取得の第2項では、思想、

信条及び宗教に関する事項、人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項などは、個人情報を取得してはならないとされております。今回改正する条例にこのような規定があるかどうか、お答えください。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） それでは、御説明を申し上げます。

まず、独自の部分ということでございますけれども、今回の佐渡市の全部改正の条例の中では、個人情報保護審査会と、今までありましたけれども、その個人情報保護審査会の委員会を設置するというものが独自としてございます。それ以外につきましては、改正の個人情報保護法に包含されますので、今回の条例の中にはございません。

それから、宗教関係とか、そういった部分につきましては全体の個人情報保護法の中に含まれておると思いますので、佐渡市独自のところの中にはそういった規定等は設けてございません。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） なぜ聞くかということなのですが、自治体が定める個人情報は、本人からの直接収集の原則、思想、信条、病歴などのセンシティブな情報の収集禁止の原則がなくなるということが非常に懸念されるのです。今の改正個人情報保護法にはこの規定がないのですが、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 失礼しました。今回の個人情報保護法の改正の中には、現在の個人情報を取得する場合の個人情報保護審査会の規定がございません。実際に取得するときにはそういった審査会は必要ない、この法令で定める範囲の中で確認をするというところになっております。国ほうに個人情報保護委員会が設置されまして、それにつきましては市町村で懸念があるような形の中では照会をして御指導いただけるというような形になっております。ですので、今まで佐渡市の個人情報保護条例の中で取得する場合に審査会を開催しておりましたが、その必要はなくなったということでございます。

○議長（近藤和義君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 国のほうの規定にないものを佐渡市独自でやれないということかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 国の個人情報保護法の改正の中で全体のものがつくられております。佐渡市のほうにつきましては、地域の実情に合わせた中で必要に応じたものを条例に盛り込むということは可能ではあります。ただ、現時点においてこの改正条例の中では、独自に国の要件に外れるものを明記はしておりません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど市長からの行政報告の中でもあったのかなと、マイナンバーとかデジタルとの関係で。これ一番重要な点なのですが、今ほどありました要配慮個人情報とオンラインの結合問題、これが非常に問題になっているのだけれども、今までの条例でいうと、個人情報の取扱いと個人の情報を開示、訂正することが第1条だった。ところが、全く形が変わってしまったのだけれども、そういう意味で

いうと、先ほどもありましたが、要配慮個人情報は今回後退するのではないかというふうに言われているのだけれども、今総務部長が言わされたように条例制定権は地方自治体にありますから、十分できると思います。その辺は、どういう配慮をされていますか。まずそれから聞きます。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今までの佐渡市の条例ではそのような形がございました。今回の改正個人情報保護法の中では、個人情報について自治体が保有しておるものにつきましては個人情報ファイルというものを作成し、それを事前に公表する形になっております。市で保有しておる個人情報については、一定のルールをつけてファイル簿として制定し、それを公開するような形になっております。それにつきましては、どんな情報を市が保有しておるのかというのが公になって分かるということでございます。それを開示するとか、そういう部分につきましては個人情報の保護審査会等に諮る必要があれば、国の方に詳細を確認して公開するというような形になろうかと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 言うまでもありませんが、個人情報の保護というのは地方自治体のほうが全国的に進んでいる。一番気になるのだけれども、先ほど言ったでしょう。もともとうちの持っていた条例は、条文を読みながら言うのだけれども、開示、訂正、利用停止を求める権利を保障したもの。今回それがすっと抜けてしまうのだ、国が、国がという言い方は。紹介しますが、今インターネットに一回出せば、うそを書くとずっと広がるということで、忘れられる権利というものが世界的に言われているのだけれども、記憶から消える権利と言われている。そういう流れから見ても、今言った利用を止める権利というものはやっぱり地方自治体の中でしっかりとしておかないと、今でも個人情報はいろいろ抜かれているという状況の中で、先ほどマイナンバーをどんどんやってくださいという話があったけれども、安心してそれもやれないということになるのではないかと思うのだけれども、その辺どうなっていますか。日本弁護士連合会の調査によりますと、全国的には要配慮関係については1,600自治体だったか、かなりの自治体でそういう記載がある。それは、後退するというふうに言われているのだけれども、市町村で1,644団体にあるというふうに言われているのだけれども、うちの場合はそういったものはどうなったのですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 個人情報保護法については、先ほど議員もおっしゃいましたが、地域のほうが先に制定をされ、その後国が追っかけて、国、それから独立行政機関というものが独自に個人情報保護に関する規定を設けました。この3つのところがばらばらであったものをきちんと統一をしようというのが今回の法改正の趣旨でございます。全体的な中で標準的なものは国の制度の個人情報保護法の改正の中に盛り込まれておりますので、それに基づいた形のもので、今まで市の条例にあったものが国の個人情報保護法の中に含まれておるものについては、条例のほうには載せないということになっております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君、3回目です。

○18番（中川直美君） 所管の常任委員会なので、そこで詳しくやりますが、これに係る点でもう一つ教えてほしいのは、個人情報保護だけでなく、今全国の自治体の中で個人情報に配慮するという取組があります。法的には、これ出しても問題ないのだからということではなくて、個人情報に配慮するという取組

が広がっていますが、佐渡市の場合この条例との関係で配慮するような取組は何かやっていらっしゃいますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

国の法令等の法改正の認識の中で、この条例に改めては載せてございません。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 佐渡市個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 佐渡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。ありませんか。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 議案第94号、こちらは地方公務員法の一部を改正するということで、佐渡市職員の定年の年限も変えていくということで、今まで長年やってきた公務員の働き方が大きく変わるという大きな節目を私たちがこれから審査するものというふうに自覚しております。今まで職員の定年が60歳だった。医療従事者の定年退職の年齢65歳、それがそれぞれプラス5年ずつになる、こういう大きな変化だと思います。これは、国が一律そのようにして示してきているということで、佐渡市もこのように議案として上程しているわけですけれども、果たしてこれが佐渡市職員の今のこの働き方とか年齢構成とか、実態に合うものなのか、そこをどのようにお考えなのかを聞かせてください。

それから、仮に65歳で定年になりますと、その後必要があれば1年を超えない範囲でまた延長する、66歳まで働いてもらう。医師については70歳ですから、71歳までとかです。私は、そういうことをやっていると、果たして人間の体、構成、構造が変わったからこうなっているのか。そうではないと思うのです。佐渡市の考え方として、これが果たして佐渡市の実態に合っているとお考えなのか、そのところを聞かせてください。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

佐渡市の実態に合っておるのかどうかということでございますが、年齢バランス等の中でそれが合っている、合っていないかというところは別にしまして、地方公務員法の改正、こういったところの中で法令に従って対応していくものでございます。

それから、年齢70歳以上とか、そういったお話をございましたけれども、それは個々の体の問題もございますし、そのような形の中で一律にいい、悪いという判断はできないと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 個々の体調のことは一律にやっぱり決められない。定年はこの年ですと言っても、勤務の意思を確認するということがあって初めて「では、あなたはいついつ退職ですね」ということが担保される。あくまでも勤務の意思を確認して、そして働くことが担保されるということでしょうか。

それから、年齢のバランスというのは取りあえず考えていらっしゃらないということですけれども、佐渡市として若い人たちがどんどん入っていかないと市の職員の構成バランス、ここはよくないのでないかなと思うのですが、そこはどのように……

〔「もうちょっと簡潔に話して……」と呼ぶ者あり〕

○13番（荒井眞理君） そういうことは考えていないでしょうか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 説明します。

年齢バランスというのは考えていないということではなくて、この法律の改正の中では関係ないということを説明させていただいたものでございます。

それから、定年の年齢になって再度の延長ということでございますが、当然そういった形の中でもし重要ポストにあった方が続けていただくことが可能であればお願いしたいというような案件でありますとか、本人が希望するような形の中で再度確認をして合意の下に延長を1年ごとに3年間までできるという形でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 詳しく聞きます。

まず、1つは今回のものについては地方公務員法の第24条第1項、第2項、職務給の原則が崩れるということになるわけです。これは、労働関係では問題になっていて、つまり延長された方は給料が7割になるということです。そこで聞きたいのだけれども、いろいろなところにこれ影響するのです。先ほど質疑がありましたように、対象者がどのぐらいになるのか。令和5年4月からになるわけでしょう。段階的に引き上げていく。令和13年に完成するということですね。そうすると、2年に1回ずつ、1歳ずつ上がっていく。そうすると、職員採用のほうをどうするか。定数のほうは、実際どうなるのかという問題があるのだけれども、こういう方々は定数に含まれますか。それと、もう一つはさっき言った採用方針のほうとの関係でどうなりますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

今見込んでおるところの中では、令和5年度で約10名、それから令和7年度で約30名というような形で今の年齢構成の中では延長になるという方が見込まれております。各年についてバランス、逆に言うと延長にならないというところもございますし、延長になったところで定年の方がおられないというところも出てくることでございます。ですので、採用の考え方につきましてはその単年単年ではなく、複数年を見込んだ形で定員のバランスを考えながら採用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 一部で言われているのは、正規の職員を会計年度任用職員への置き換えと同じよう

に、そういう置き換えの部分になるのではないか。とりわけ心配されているのが今佐渡市の場合、常備消防そのものの定員が欠けています。常備消防あたりは、変な言い方ですけれども、高齢で大丈夫かという話も実際消防庁の中で議論をされているのだけれども、そういう定員との関係ではどうなるのですか。定員に入るのですか、入らないのですか。例えば消防みたいなものはどういうふうな考え方ですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

定年延長に係るものにつきましては、当然定員に入るというところになります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君、3回目です。

○18番（中川直美君） ですから、先ほど冒頭に言ったように定数問題に関わってこないか。10人云々というけれども、大量に辞めるときもだんだん出るわけです。全ての方が希望しなければ、これ延長にはなりませんから、全ての方がそうなるわけではないのだが、そういう意味で言うと、職員採用方針の問題や組織の在り方の問題で全国的にはいろいろ議論がされている、言うまでもないのですが、そういうことなのではないのですか。だから、それを考えないと定数問題も問題になってくると思うのです。消防あたりはどう考えていますか、先ほどの2つ目。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

先ほども申し上げましたが、採用については複数年の考え方の中で今後の採用人数等を把握していくたいと思っております。また、消防につきましてもその考え方は一緒でございますし、体力的な問題、そういったこともございますが、それにつきましては当然希望される中で対応していくものと考えております。

それから、定年後の再任用というのも当然制度がございますので、それを並行した中で考えていきたいたいと思っております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 新たに生じた土地の確認について（江積地内）の質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 字の変更について（江積地内）の質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 新たに生じた土地の確認について（両津夷地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 字の変更について（両津夷地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）の質疑を許します。質疑ありますか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 応募団体が1団体ということなのですが、そこで以前から問題になった視聴料の未収の問題というのはもう解決しているのでしょうか。つまり指定管理をやる前の未収の問題と指定管理をしてからの未収の問題が混在していたかと思うのですが、そういったところは同じ業者だから問題はないのだろうとは思うのですが、解決しているのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

未収等、そういったところにつきましては完全に解決しておるという状況ではございません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 解決せずということで、後でじっくりやりますが、この指定管理料が前回2,900万円でしょう。今回6,500万円というのは、具体的にもう少し内容を教えてください。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

まず、物価高騰等によります電気料でありますとか、そういった部分が3年前の算定と大きく変わってございます。それから、施設の維持管理面につきまして、かなり老朽化施設がございまして、この3年間で計画的に修繕をしていくというようなところについても大幅に増えた原因でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君、3回目です。

○18番（中川直美君） 指定管理ですから、修繕すべきところがあれば佐渡市がやらなければならないので

はないですか。この後にも関わりますが、今までそういう理屈だったというふうに思うので、今回はどこでどう方針を変えたのですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

指定管理の場合、20万円までは指定管理者が行うというような形の中で規定がございます。そういうた案件が非常に多いというところでございます。

○議長（近藤和義君） 議案第101号について、ほかの質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）の質疑を許します。質疑ありますか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回の場合、これ先ほどと同じように物価高騰、いろいろなことがあるということと、68万円というのはちょっと少ないのでないですか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

参考にこちらのほうに表もございますが、前回も2,200万円、今回については若干ですが、上がった形での2,268万円というところでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 指定管理ですから、先ほど言ったように20万円が積み重なると、2,900万円だったものが6,500万円になるぐらい物価高騰とかいろいろなものがあるというわけですから、指定管理をやつてもらう方々に親元の佐渡市としては不自由をかけてはいけないということで私は聞いているわけなのだけれども、どうなのでしょうか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（磯部伸浩君） 御説明いたします。

私どもが最初に提案する際、指定管理料の上限というところでは2,270万円で、その範囲内でお願いできる方はいませんかということで募集させてもらいました。今回引き続きやっていただけるというところでこの金額で応募していただいたというものでございます。（下線部分は22頁の発言訂正に基づき訂正済）

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）の質疑を許します。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）の質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ビューさわた）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 公の施設に係る指定管理者の指定について（畠野温泉松泉閣）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂温泉クアテルメ佐渡）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡海洋深層水分水施設）の質疑を許します。

荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 先ほどのケーブルテレビのときと同様の質疑になりますけれども、指定管理料が前回6,890万円、今回8,265万円、この差は何なのか御説明お願いします。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

指定管理料の増額の理由についてですが、メンテナンス経費の中で非常に高額になります逆浸透膜、これの交換が2年に1度ございます。ですので、3年間の指定管理を行った場合、膜の交換が1回のときと2回になるときというのが交互に参りますので、今回逆浸透膜の交換が3年間で2回生ずるということで、前回に比べて増額ということになっております。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） そうすると、考え方は同じかもしれませんけれども、この施設は佐渡市のものであって、逆浸透膜というのが一体幾らのものなのか分かりませんけれども、ちょっと考え方としては、佐渡市が本来やるべきことを指定管理料の中に入れてやっている感が拭えないのですが、そこの御説明お願いします。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

逆浸透膜につきましては、交換に約900万円費用がかかりますので、こちらのほうを指定管理料に含んでの積算ということになっております。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 指定管理の考え方でございますが、基本的に必要な経費は佐渡市が持ります。そして、公で運営するのではなくて、運営の段階で市民サービスを向上し、その利益を上げていく。それを民の力で行っていく。すなわち、公の施設をみんなの力を借りてしっかりと、利益が出るとまでは言いませんが、市民の福利厚生に使う、それが指定管理の概念でございますので、議員に御指摘いただいたものについては、当然必要な設備は市が行うということが指定管理の基本的な考え方だと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） すみません。ちょっと混乱しているのは私だけかもしれませんけれども、その指定管理、900万円のものを佐渡市が直接やらない理由というのは、これは私も所管の委員会ですので、できますけれども、必要なものは市が持つ、それは指定管理の中でやる、しかし入札とか、そういうことは全部指定管理の業者に任せると。どこがこの逆浸透膜の入札をするかという問題になってくるので、ここはあえてもう一回御質疑させていただきます。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的には、設備は当然経費の中に盛ってお渡しする中で、官設民営の形ですが、民のほうが施設管理も基本的にはしていくということになるわけです。その中で、施設の更新として必要なものがその材料であるということですから、当然指定管理者の経費の中に乗せていくということになっていくわけでございます。ですから、その数字も基本的には業者がしっかりとやれる数字ということではじいているわけでございます。そういう点でございますので、この経費については当然中に入れてお支払いすべきものでございますし、市が出しても民が出しても基本的には変わりないということにはなるのだろうというふうに思っています。指定管理自体は、その経費を佐渡市が出して、そしてその施設を市民のために民の力で大きく、広く利用させていくという制度でございますので、そういう形で取り組むということでございます。

○議長（近藤和義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 財産の無償譲渡について（新穂潟上温泉）の質疑を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 議員全員協議会のときにも少し確認させてもらいましたけれども、3点聞かせてもらいたいです。

まず、1点目なのですが、債務負担行為にもちょっと関わってくる質疑であります。今回3年間、それから3,000万円の修繕が発生した場合、向こうの業者が希望するものについて補助するというものであるのですが、この令和5年度からの3年間とした理由、それから補助上限額が3,000万円であることの根拠、何で3,000万円なのか、それを聞きたいというのが1点目。

2点目なのですから、土地については市の土地と集落の土地があるのでそれとも、市の方が先方事業者の方に無償で貸与するという話であります。そもそも論、集落の土地につきましては市と集落の間での契約かと思いますが、たしかその期間が50年間だったかと思います。いつからの50年なのかちょっと分かりませんので、その契約が終わるのがいつなのか。その後の集落と佐渡市との契約というのはどういうふうに更新されるのかどうなのか、それが2点目。

あと、3点目なのですから、今回の公募の募集要項のほうを見ますと、令和10年3月までは第三者に貸し付けたりだとか、売却だとか、あと土地の借用についても令和10年3月までですよと、その後については更新を妨げるものではないというように書かれてあるのですけれども、昨年度の委員会の中で、今回無償の譲渡という形になるものですから、それは返せる規定があるものだというような話がたしかあつたかなというふうに思います。なので、この令和10年3月というふうに書かれてあるその理由は何なのかというところと、その後のパターンとして、当然事業者が今後継続できていれば全く問題ないのですけれども、もし仮に難しいという話になった場合は佐渡市に返せる規定なのか。また、できないという話になった場合、令和10年3月以降は場合によつたらほかの事業者に貸し付けるだとか事業譲渡する、売却するとか、そういうものを想定してのものなのか、この以上3点をお願いします。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子聰君） ちょっと質疑が多くて、漏れたら申し訳ありません。まず、1つの債務負担行為で3,000万円、これがなぜ令和5年度からかということなのですけれども、来年度、4月からの無償譲渡になりますので、運営して、そこから3年間、ほかの指定管理と同じような年数で3年間以内だと。3,000万円の根拠については、現在施設設備、これがある程度耐用年数が過ぎておるものもございます。その中で、これはざっくりですけれども、どの部分の改修が必要か、配管とか、その辺りの見積りを取って、これが公ではなくて民でやった場合にどのぐらいの工事費ができるのだろうかと、そういうところを基に3,000万円とさせていただいております。

2つの土地についてですけれども、申し訳ありません。いつからの契約かというのは今資料持っておりますけれども、これは旧新穂村で開設当時のときからだと私は思っております。ですので、佐渡市合併前からの契約、それに基づいた50年間。この契約、50年経過した後の更新については、当然またその集

落と協議をしなければいけない。現在その方向性については私ども検討しておりません。

それから、3つ目の5年間やった後、どう判断するかというところで、事業者のほうが継続できるということになれば、当然継続していただきたいと思います。もう継続できない、ほかの用途にも使えないということになれば、またこのときの協議ですけれども、市にお返しいただくということも一つの手法になるかと考えております。また、それを受付しておればそのときまた判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤和義君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 分かりました。1点目の債務負担行為のところなのですけれども、あくまでも補助金という位置づけなので、どういう補助率でやるのか。もう10分の10出すもので考えているかというのを聞かせてほしいのが1点。

もうあと2つあるのですけれども、募集要項のところで、井戸施設のお湯を上げるポンプの入替えですか、あと井戸のしゅんせつについて令和5年4月以降に考えておりますよと。これは、議員全員協議会のときにも井戸施設については佐渡市が持っていくものだという説明がありました。この部分についても直接関係ないかもしれないのですけれども、どのくらいの工事期間でどのくらいの工事金額なのか。要は営業に影響が出てくるのか、営業をある程度ストップしないといけないようなものなのかというのを確認したいのが2つ目。

最後なのですけれども、確認したいのは、この地域は水による災害が過去にあったところなので、そういう災害が来年度以降あった場合は、これは基本的に佐渡市が関与するものではなくて、事業者のほうで来年度からは負担していくという考えでよろしいですか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聰君） 御説明します。

補助率の件ですが、基本的に3,000万円が限度額ですので、事業者がどこを修繕していくかということは選択していただきますけれども、かかった経費については3,000万円の限度額内で支援をしたい。形的には100%ほどというようなイメージになります。

それから、2つ目の井戸につきましては、当然維持管理、これは譲渡しませんので、市で行いますけれども、今のところ期間的には若干営業に支障が出る工事になるだろうと。ですので、ここは譲渡契約を結んだ後、事業者とどのタイミング、いつぐらいの時期がいいか、その間の営業についてどうするかということは協議をさせていただきたいと考えております。

最後の災害に関してですけれども、災害の理由にもよると思います。どういった理由による災害なのか。ただし、今回この災害に關係して3,000万円の債務負担行為の中に、もしそれを防ぐ方法を事業者のほうで考え得るものについては、この3,000万円の中でも対応できるということで考えております。実際に発生した場合、これはそのときの責任の状況に応じて市が関与するかどうかということはまた検討させていただきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと聞いてびっくりしたのだけれども、今ほどのやり取りを聞いてちょっとびっくりしたのは、5年たって場合によれば返してもらってもいいみたいな言い方。これ無償譲渡でしょう。

相手にくれるのです。新たな考えが出てきた。相川温泉だって、あれ相手にくれてあのままになっているわけでしょう。これは返せるのかということをまず聞きたい。

財産です。これ一体幾らの価値がある財産というものを無償譲渡するのかということが2点目。先ほど話を聞いていると、債務負担行為で3,000万円の範疇の中で業者が直してくれてもいいみたいな、配管が大分傷んでいるので、云々と。今までの無償譲渡と全く考え方方が変わりますよね。今まででは例えば、たしか議員全員協議会のときに言ったか、相川温泉みたいに直してやったのだけれども、すぐ傷んだというような、そういう経験もあるので、そういうことが起きないように盛ったのだが、もう配管をやらなければならぬなっているみたいな話で、それはちょっと違うのではないか。無償譲渡の在り方を変えるなら変える。造るときには莫大な金でやって、市民の財産を譲渡、あげるのですから、あげた以上はやれなくなったらこちらに引き取るという話はないと思うのだけれども、どのように変わったのか教えてください。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聰君） 1つ目のほう、先ほど私が申したのは、5年間経営したその後についてはどのような方法がいいかということはまだ現在固めてはおりません。ただ、その施設、土地については市が集落から借りておりますので、そのままにしておけません。そこについての検討というものは必要だということあります。

それから、今の建物の資産価値、申し訳ありません、今ここで資産価値について金額のものは私持ち合わせておりません。

譲渡の考え方について、先ほど債務負担行為と絡めた部分は、ワイドブルーあいかわのときには公募の際に修繕をするということを条件にしていなくて公募をかけております。ですので、公募において事前に3,000万円までは市が修繕の負担をいたしますという条件をつけて広く公募しておりますので、譲渡の方向性としてはそこの部分が大きく変わったと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、これまでの無償譲渡、無償貸与の関係で言うと、指定管理も似てくるのだけれども、直すべきところは直す。一般の家の売り買いでもそうではないですか。その後起きたらというのはもちろんあるのだけれども、瑕疵がない限りやるという。先ほどの話だと、集落との借地の関係があるので、返してもらうことも可能だということなのか。その辺教えてください。この条項をこういうやり方を適用していくならば、大分早いときに金井温泉を民間に同じように無償譲渡しました。やっぱりやれなくなつたからって市に返すということもありということなのか。何のことはない。最終的にこの躯体そのものが駄目になったときに、解体の関係があるからそういうことを言っているのではないですか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聰君） 借地の関係でいきますと、土地については市が集落から借りておりますので、どのような形で集落へ返していくかというところは当然問題になるかと思いますので、この建物は将来的にどうなっていくか。ここは、借地の関係で集落とも話をしなきゃいけないという意味で申し上げております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私の記憶では、金井の金北の里のときには業者が千何百万円かでお金を出して買いました。いろいろな経緯からすると、今のワイドブルーあいかわの話もそうですし、今回の何がいいとかいう話ではなくて、佐渡市の対応に一貫性がないというところが私は問題だと思うのです。そこを建物の資産価値は今持ち合わせていないとか、数字のことはとても大事なことなので、果たしてこれきちんと過去のものを検証しながら現在やっていることは一貫しているということで上程しておられるのか、そこを確認させてください。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 過去のものも全て私自身いろいろ関わってまいりましたし、その中で私どもが今考えているのは、市民の皆様にどのような形でベストなサービスができるのかという点で考えておるわけでございます。そういう点で、修繕の話につきましても様々な議論をいたしましたが、ワイドブルーあいかわであったように、市の修繕はああいう形になってしまいました。そしてまた、新穂潟上温泉につきましては、今取り組んでいる方々はしっかりと自分で修繕ができる、またパイプ等も業者という話もありましたが、彼らであれば基本的には修繕ができる、そういうことがひとつ自分で可能であるということもお話を、今の段階、調査の段階ですけれども、お話を聞いております。そういう点で民間の方が必要な部分を必要に応じて直していく、そういう形がベストであるということで、佐渡市が全部直すということはやらないということで判断をし、補助事業という形にさせていただいたということでございます。金北の里と現在全く状況が違います。そしてまた必要性、その場所の配置も大分変わって今非常に温泉の数も減り、お客様も減っているという状況になっておるわけでございますので、様々な点からどうしたら、どう残して市民の皆様にサービスが提供できるかというところを考えて取り組んだというのが今回の内容でございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そのときそのときいろいろ状況が変わるし、建物の状況も違うので、苦心しておられるのはよく分かるのですけれども、事業者にとって公平、公正というのが私は大事だと思うのです。皆さん温泉の場所なり入浴施設を守ろうとしてくださっているわけですから、それ事業者が不公平感を残さないということは大事だと。先ほど市民生活部長のほうから、市にお返しいただくのもそのときの判断だとおっしゃるということは、では過去に譲渡したもの、あるいは売却したものについてもこういう考え方でいいのか。つまりそれは市民のために残すのだからそのような考え方というのであれば、私はある一定程度説得力があると思いますが、ではそういう条件でいくのかと。今回ちょっと別に事業者が悪いというのではなくて、市の設定しているいろいろな条件が緩過ぎるのではないかと。しかし、緩いのであれば過去に遡ってそれも適用するのかということを改めて聞かせてください。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず1つ、契約というのはその場でやっておりますので、基本的には過去に遡ることはございません。販売の中でやっているものは販売ということで。もう一つです。返すということも基本的にはございません。市民生活部長が申し上げたのは様々な要因の中で、壊す要件等もございますので、また土地を集落から佐渡市が借りているということもございますのでという話ですが、経営の点でいうと、基本的に私自身は返すということは原則ないというふうに思っています。ワイドブルーあいかわとそこは

同じ考え方でございます。契約にもそれはうたわないということで考えておるところでございます。ただ、営業を返すということ、それは行わないというふうに考えております。そして、これどうしてかということになりますと、やはり経営はしっかりやってほしい、ただ土地が旧新穂村から50年の貸与であり、いずれにしてもいつか清算をして返さなければいけない。そして、併せてよしんばその5年、やめる場合も、例えば経営者の体調とか、経営上黒字になるし、市民の皆さんも多く使っているけれども、もしその経営者の体調が悪いとか、そういうことでやめなければいけないことも出てくることもあるわけでございます。ですから、市民の皆様の必要性というものをその都度その都度しっかり判断をしながら、経営上、民間で行う、もしくは民でそのまま継続してやってくれる方、そういう方がいるということになれば、またいろいろな議論があるのかもしれません、そういう不測の事態までは想定しておりませんので、今その中でしっかりと運営をやっていただきたい。基本的にはそのまま民間譲渡ですから、先ほど議員からも御指摘があったように民間の力で早急にやっていただく。その経営が何とか成り立つということで、無償譲渡という判断をさせていただいたということでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君、3回目です。

○13番（荒井眞理君） では、確認いたします。

今市長は返すことは基本ないと、それも契約の中にはきちんとそういうことは明記すると。ということは、先ほど市民生活部長が市にお返しいただくのもそのときの判断とおっしゃったことは撤回していただくということですか。それとも私の聞き間違いでどうか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聰君） 考え方につきましては、今市長が答弁したとおりでございますので、我最初のほうの説明がうまくできなくて申し訳ありません。私の当初の発言については撤回させていただきます。

○議長（近藤和義君） 議案第111号についての質疑を終結いたします。

あと補正予算が残っていますが、ここで11時30分まで換気の休憩といたします。

暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

発言の訂正

○議長（近藤和義君） 発言の訂正を求められていますので、これを許します。

磯部教育次長。

○教育次長（磯部伸浩君） 申し訳ございません。先ほどの議案第102号のところで私公募の上限額のほう、金額の間違いがございました。2,270万円の上限に対し、2,268万円での提案がありました。発言訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。（当該箇所15頁の下線部）

○議長（近藤和義君） 議案第112号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね複数の款に分割して行います。なお、第2表、継続費補正から第5表、地方債補正までに関する質疑については、関連する款において行ってください。それでは、本案の歳入に関する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

本案の歳入に関する質疑を終結いたします。

これより本案の歳出に関する質疑に入ります。2款総務費及び3款民生費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

稻辺茂樹君。

○11番（稻辺茂樹君） すみません、所管の委員会ではありませんので、19ページ、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業関連についてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。ふるさと納税に関連する、今朝ほど市長から報告があった部分だと思いますが、現在の状況等、概要についてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

ふるさと納税の現時点の概要ということですけれども、直近上がってきている数字が令和4年10月時点ということになります。こちらにつきましては、令和4年10月時点で1億4,536万6,037円という額になっておりまして、令和3年度の同月、令和3年10月時点と比べまして約1.099倍、約10%増という状態となっております。

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君。

○11番（稻辺茂樹君） お願いします。

多少の伸びということでお伺いしましたが、これから年末にかけて、その売上高といいますか、そういうものも増えてくるだろうということだと思います。現在出品者の状況やそれに関する課題、それからふるさと納税を増大させるための具体的な施策とこれまで何をしてきたのか、参考までにお聞かせいただきたい。

○議長（近藤和義君） 石田地域振興部長。

○地域振興部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

まず、出品、返礼品の状況ですけれども、やはり主力につきましてはコシヒカリ、お米の関連、これが非常に多うございます。それから、継きましてバター、チーズ、こういった乳製品、こちらは例年人気の商品でございまして、こちらも好調に推移をしております。また、日本酒につきましてもこれもやはり上位に来るということです。ちょっと時期的に10月までということでしたので、若干果物が数としてはあまり入っておりませんけれども、例年どおりいけば秋から冬にかけてフルーツ類というのも上位に来るなどと考えております。

それから、課題についてですけれども、今申し上げた内容からお分かりになるかと思いますが、若干海

産物というものが、上位にも来るものは幾つかあるのですけれども、種類としては海産物がかなり取れる佐渡として若干種類、数量、そういったものが少ないとこころは課題と感じております。

それから、今年度取り組みました内容としまして、定期便というものがございます。こちらは、通常であれば5キロのお米を1度配送するという形で、1回で終わってしまうので、寄附額もそれほど上がらないのですけれども、定期便ということで、例えばコシヒカリを3か月間連続で送りますとか、今回ですと12か月というのも比較的堅調に推移しているかなというところもございますので、そういった部分が効果を出してきているかなという手応えは感じております。また、年末にかけましてもどういった広告が有効かというところは府内でも議論をしておりまして、可能な限り、特にやはり12月というものは寄附が最大に伸びる時期ということもありますので、そういったところで気を緩めずにいろいろな対応を行っていきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

2款総務費及び3款民生費についての質疑を終結いたします。

4款衛生費及び6款農林水産業費についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び6款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

7款商工費から9款消防費までについての質疑を許します。質疑ありますか。

稻辺茂樹君。

○11番（稻辺茂樹君） お願いします。

29ページ、商工費につきまして、これも同じことですが、市長から御説明が多少あったと思いますが、海洋周辺地域における訪日観光促進事業の1,449万6,000円についてでございます。これ所管の委員会ではありませんので、多少具体的な説明をいただけたらと思います。お願いします。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

この事業につきましては、今後増加が見込まれるインバウンド対策という観点からの事業でございます。特に訪日外国人のまち歩きということに焦点を当てまして、Wi-Fi整備等を中心に行う事業でございます。そして、財源としまして、国土交通省の補助金も活用できるということで事前に御相談のほうもさせていただきまして、今回の予算のほうに計上させていただいたというものです。

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君。

○11番（稻辺茂樹君） 将来の観光需要を裏づけていくためにも、Wi-Fi環境というのは佐渡市にとって、観光地にとって必須なアイテムだという時代になってきているというふうに理解しておりますが、現在の佐渡市のWi-Fiの状況、それから今後の事業展開についてどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたい。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

実際の整備状況につきましては、ちょっと正確な数のほうを持ち合わせておりませんが、今回予算のほうを計上させていただきましたとおり、まだまだやはりまち歩きの観点から整備というものが必要だというふうに考えているところでございます。今回につきましては、小木地区、それから相川地区ということで整備のほうをさせていただきますが、やはり今後のまち歩きの観点からもどのような地区で必要なのかというものを精査しながら整備のほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 稲辺茂樹君、3回目です。

○11番（稲辺茂樹君） 将来的には、その必要性というものは十分御理解いただいているのだろうというふうに思います。この件について、ぜひ早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

そこで、最後に1つだけお聞かせいただきたいと思いますが、我々2時間余りの時間を要して島と本土の航路を利用しているわけですけれども、その間Wi-Fi環境が非常に悪いというような状況があります。多くの方々からそれについて改善を求める声が聞かれますが、ここが一番入り口の部分で、この2時間はどう有意義に使っていただけるかということも観光コンテンツの向上について必要なことだと思いますが、それについていかがお考えなのか、事業計画等がございましたら教えていただきたいです。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この点につきましては、以前から佐渡汽船とも話をしておりますし、私も船に乗るたびに、あちらこちらの船がどうなのかというところも見ております。そういう点で、実は北海道に行く長距離フェリーですら、Wi-Fiはありますが、佐渡汽船と同じで非常に弱く、動かない状態です。佐渡汽船のカーフェリーもジェットフォイルもお客様が非常に少ないときはどうにかぎりぎり動くというのが今の状態になっているわけでございます。この改善について議論をしたことはございますが、やはり技術的にかなり難しいということでございます。海の上のものを高出力にして、多ければ1,000人乗る船でございますので、そこにWi-Fiを供給するというのは非常に大きなコストがかかる。また、1万7,000トンの新日本海フェリーですらまだそのような状況であるということから、私自身も豪華客船等、そういうものであれば別かもしれません、今の段階ですぐというのはこのカーフェリーの間は難しいというふうには思っておるところでございます。そういう点で、携帯の電波も届かないこともあるのですが、ポケットWi-Fiの貸出しとかにすると、港を出て三、四十分、佐渡に着く頃、そのぐらいは届くようになりますので、インバウンドのお客様にWi-Fiを全て整備することは、なかなかこれも現状難しゅうございますので、Wi-Fiを拠点整備しながらポケットWi-Fi、電波を使ってやるということもありだと思いますので、これは多様な角度からその解決に向けては考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（近藤和義君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

7款商工費から9款消防費までについての質疑を終結いたします。

10款教育費についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第112号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑を終結いたします。

議案第113号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第113号についての質疑を終結いたします。

議案第114号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第114号についての質疑を終結いたします。

議案第115号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第115号についての質疑を終結いたします。

議案第116号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第116号についての質疑を終結いたします。

議案第117号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第117号までについては、お手元に配付しております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第6 陳情第3号、陳情第8号から陳情第12号

○議長（近藤和義君） 日程第6、陳情第3号、陳情第8号から陳情第12号までを一括議題といたします。

本案はお手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、7日水曜日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時45分 散会